

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年8月4日(2011.8.4)

【公開番号】特開2010-3166(P2010-3166A)

【公開日】平成22年1月7日(2010.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2010-001

【出願番号】特願2008-162303(P2008-162303)

【国際特許分類】

G 0 6 F	3/12	(2006.01)
H 0 4 N	1/387	(2006.01)
G 0 6 T	1/00	(2006.01)
H 0 4 N	1/00	(2006.01)
B 4 1 J	29/00	(2006.01)
B 4 1 J	29/38	(2006.01)

【F I】

G 0 6 F	3/12	K
H 0 4 N	1/387	
G 0 6 T	1/00	5 0 0 B
H 0 4 N	1/00	1 0 7 Z
B 4 1 J	29/00	Z
B 4 1 J	29/38	Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月20日(2011.6.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原稿データを保存する保存手段と、

前記保存手段にて保存された前記原稿データを他の装置へ送信する際、該送信を指示するユーザが前記原稿データのオーナーか判断する判断手段と、

前記判断手段による判断の結果、前記ユーザが前記原稿データのオーナーの場合は、前記他の装置で編集可能なデータとして前記原稿データを送信し、

前記ユーザが前記原稿のオーナーでない場合は、前記他の装置で編集不可能なデータとして前記原稿データを送信する送信手段

を有することを特徴とする装置。

【請求項2】

前記送信手段は、前記ユーザが前記原稿データのオーナーではない場合は、前記原稿データを前記他の装置で編集可能なデータから編集不可能なデータへ変換してから前記原稿データを前記他の装置へ送信することを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

認証データを有する原稿データと地紋データとから構成される文書データを記憶領域に保存する保存手段と、

前記保存手段により保存された前記文書データを他の装置へ送信する際、該送信を指示するユーザの権限と前記認証データを確認する権限確認手段と、

を備え、

前記権限確認手段による確認の結果、

前記ユーザの権限が文書オーナーの際は

前記文書データを、ビットマップ化する前であり、前記文書データが、前記他の装置にて編集可能なデータ形式のファイルで前記他の装置へ送信し、

前記ユーザの権限が文書管理閲覧者の際は

前記地紋データと前記原稿データを、前記他の装置にて前記地紋データに対して編集不可能なイメージデータ形式のファイルで前記他の装置へ送信する送信手段を有することを特徴とする装置。

**【請求項4】**

前記地紋データと前記原稿データを、前記他の装置にて地紋データに対して編集不可能なイメージデータ形式のファイルで前記他の装置へ送信するとは、前記地紋データと前記原稿データをビットマップ形式のデータで前記他の装置へ送信することを示す請求項3に記載の装置。

**【請求項5】**

原稿データを保存する保存ステップと、

前記保存ステップで保存した前記原稿データを他の装置へ送信する際、該送信を指示するユーザが前記原稿データのオーナーか判断する判断ステップと、

前記判断ステップによる判断の結果、前記ユーザが前記原稿データのオーナーの場合は、前記他の装置で編集可能なデータとして前記原稿データを送信し、

前記ユーザが前記原稿のオーナーでない場合は、前記他の装置で編集不可能なデータとして前記原稿データを送信する送信ステップとを有することを特徴とする装置の制御方法。

**【請求項6】**

前記送信ステップは、前記ユーザが前記原稿データのオーナーではない場合は、前記原稿データを前記他の装置で編集可能なデータから編集不可能なデータへ変換してから前記原稿データを前記他の装置へ送信することを特徴とする請求項5に記載の装置の制御方法。

**【請求項7】**

認証データを有する原稿データと地紋データとから構成される文書データを記憶領域に保存する保存ステップと、

前記保存ステップにより保存された前記文書データを他の装置へ送信する際、該送信を指示するユーザの権限と前記認証データを確認する権限確認ステップとを備え、

前記権限確認ステップによる確認の結果、

前記ユーザの権限が文書オーナーの際は

前記文書データを、ビットマップ化する前であり、前記文書データが、前記他の装置にて編集可能なデータ形式のファイルで前記他の装置へ送信し、

前記ユーザの権限が文書管理閲覧者の際は

前記地紋データと前記原稿データを、前記他の装置にて前記地紋データに対して編集不可能なイメージデータ形式のファイルで前記他の装置へ送信する送信手段を有することを特徴とする装置の制御方法。

**【請求項8】**

前記地紋データと前記原稿データを、前記他の装置にて地紋データに対して編集不可能なイメージデータ形式のファイルで前記他の装置へ送信するとは、前記地紋データと前記原稿データをビットマップ形式のデータで前記他の装置へ送信することを示す請求項7に記載の装置の制御方法。

**【請求項9】**

請求項5又は7に記載の装置の制御方法をコンピュータに実行させるためのプログラムを格納したコンピュータ読取可能な記憶媒体。

**【手続補正2】**

**【補正対象書類名】明細書**

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

前記課題を解決するため、本発明における装置は、原稿データを保存する保存手段と、前記保存手段にて保存された前記原稿データを他の装置へ送信する際、該送信を指示するユーザが前記原稿データのオーナーか判断する判断手段と、前記判断手段による判断の結果、前記ユーザが前記原稿データのオーナーの場合は、前記他の装置で編集可能なデータとして前記原稿データを送信し、前記ユーザが前記原稿のオーナーでない場合は、前記他の装置で編集不可能なデータとして前記原稿データを送信する送信手段を有することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

また、前記課題を解決するため、本発明における装置は、認証データを有する原稿データと地紋データとから構成される文書データを記憶領域に保存する保存手段と、前記保存手段により保存された前記文書データを他の装置へ送信する際、該送信を指示するユーザの権限と前記認証データを確認する権限確認手段とを備え、前記権限確認手段による確認の結果、前記ユーザの権限が文書オーナーの際は前記文書データを、ビットマップ化する前であり、前記文書データが、前記情報処理装置にて編集可能なデータ形式のファイルで前記他の処理装置へ送信し、前記ユーザの権限が文書管理閲覧者の際は前記地紋データと前記原稿データを、前記他の装置にて前記地紋データに対して編集不可能なイメージデータ形式のファイルで前記他の装置へ送信する送信手段を有することを特徴とする。